

雇児総発 0611 第 1 号
雇児母発 0611 第 1 号
平成 25 年 6 月 11 日

各

都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
保 健 所 設 置 市
特 別 区

児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長
(公印省略)

母子保健課長
(公印省略)

養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について

児童虐待防止対策の推進については、平素よりご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、本年4月に神奈川県横浜市において、6歳（当時）女兒が虐待を受けて亡くなり、遺棄され、遺体が発見されるという痛ましい事件が発生したところである。

関係自治体が把握している情報などから、本児の家庭及び本児については、

- ・ 本児は就学時の健康診断未受診、また、きょうだいについては乳幼児健康診査が未受診であったこと
- ・ 本児は学齢期に至っても不就学であったこと
- ・ 住民基本台帳に登録されている自治体に居住実態がなく、本児の家庭及び本児の状況把握が困難であったこと

などの特徴が見受けられる。

これらの特徴を有する家庭は、虐待の発生リスクが高く、支援について検討が必要な家庭と考えられる。

養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援については、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（別添1、平成24年11月30日付雇児総発1130第1号、雇児母発1130第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知。以下「平成24年11月30日付通知」という。）等により留意点等を示しているが、今回の痛ましい事件を重く受け止め、改めてこれらの通知に基づく取組の推進をお願いするとともに、下

記のとおり、児童虐待の発生予防に係る取組に徹底を期されるようお願いする。併せて、本通知について、管内市町村（特別区も含む。以下同じ。）に対する周知徹底を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けていない家庭など、虐待発生のリスクが高い家庭への対応について

乳幼児等を対象とした保健・福祉サービス（乳幼児健康診査、予防接種、乳児家庭全戸訪問事業など）を受けていない家庭への対応については、平成 24 年 11 月 30 日付通知の 2 及び 4 において、当該家庭の把握及び情報の整理や養育支援を特に必要とする家庭に対する支援に係る留意点を具体的に示している。市町村におかれては、本通知に基づく各保健・福祉サービスの実施機関や市町村の関係部門と児童虐待担当部門との情報共有、要保護児童対策地域協議会における関係機関の情報共有・連携した支援、児童相談所との連携等に係る実施体制について今一度確認し、虐待の発生及び深刻化を予防するための体制の整備を推進されたい。

また、今般の事件の被害女児については、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条で市町村の教育委員会に実施が義務付けられている就学時の健康診断が未受診であり、就学予定の学校関係者が保護者及び本児と接触できないまま、学齢期を迎えても不就学の状況となっていた。就学時の健康診断未受診の家庭についても、乳幼児健康診査未受診家庭と同様、合理的な理由なく受診しない家庭や、必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭は、虐待発生のリスクが高い家庭と考えられる。

このため、市町村の教育委員会から児童虐待担当部門に就学時の健康診断未受診の家庭に係る情報提供があった場合は、乳幼児健康診査未受診家庭と同様、平成 24 年 11 月 30 日付通知に準じて、対応に万全を期すようお願いする。

また、この他、虐待発生のリスクとして留意すべきポイントを「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第 8 次報告）の「死亡事例等を防ぐために留意すべきポイント」（別添 2）で示しているところであるが、児童虐待担当部門以外の教育委員会をはじめとした児童の情報を取り扱う部門や要保護児童対策地域協議会の構成機関に対して、改めてこれを周知するなど、虐待の発生リスクが高い家庭の把握について、各関係部門・関係機関の意識向上に努めるとともに、当該家庭を把握した場合は児童虐待担当部門と速やかに情報共有を図るよう働きかけをお願いする。

2. 居住実態が把握できない家庭に関する情報共有について

市町村に住民登録があるにも関わらず居住実態が把握できない家庭の確認方法については、平成 24 年 11 月 30 日付通知の 2（2）において具体的に示しているが、まず、当該家庭が存在すること自体を速やかに把握することが必要である。このため、児童虐

待担当部門以外の教育委員会をはじめとした児童の情報を取り扱う部門に対して、当該家庭の存在を把握した場合にあっては、速やかに児童虐待担当部門と情報共有を図るよう、日頃から働きかけるなどの取組に努められたい。

3. 自治体間の情報交換について

今般の事件の被害女児は、就学時の健康診断が未受診であり、また、本児のきょうだいは乳幼児健康診査が未受診のまま他の自治体に転出していたが、これらの未受診情報が転出先自治体に伝わっていなかった。

支援中の家庭が他の市町村へ転出したことを把握した場合はもとより、支援に関して検討を要する家庭として情報収集を行っている家庭が他の市町村へ転出したことを把握した場合においても、転出先の市町村へ情報提供を行い、転出先市町村において継続的に対応していくことが必要である。転居家庭に係る自治体間の情報交換等については、平成24年11月30日付通知の2（3）、（4）、4（3）及び5において、具体的留意事項を示しているところであり、改めて留意するとともに、対応に遺漏なきようお願いする。

